

アメリカ巡廻
日本古美術展覧会報告書
昭和28年1月—12月

開催地

ワシントン~国立美術館
ニューヨーク~メトロポリタン美術館
ボストン~ボストン美術館
シカゴ~シカゴ美術館
シヤトル~シヤトル美術館



100024322

文化財保護委員会

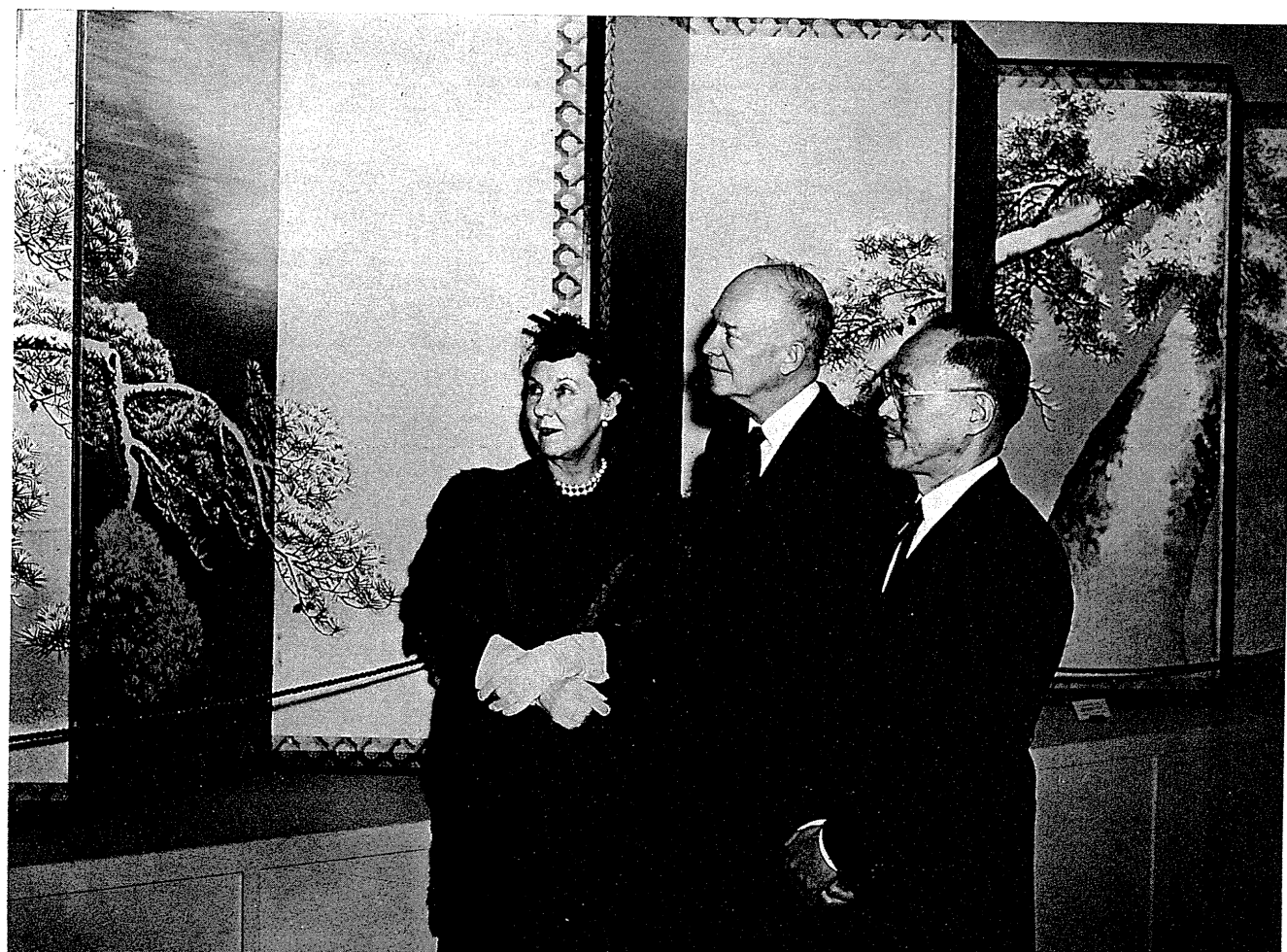
Report on the Exhibition of
Japanese Painting and Sculpture

January-December 1953

at

National Gallery of Art, Washington
The Metropolitan Museum of Art, New York
Museum of Fine Arts, Boston
The Art Institute of Chicago, Chicago
Seattle Art Museum, Seattle

Commission for Protection of Cultural Properties
Tokyo, 1954



国宝 応挙筆 雪松図を鑑賞するアイゼンハワー大統領夫妻と新木駐米日本大使
(ワシントン会場 国立美術館において 二月一日)

目次

一、序文	文化財保護委員会 委員長 高橋 誠一郎	一
一、序文	ワシントン国立美術館 館長 デーヴィッド・イー・フィンレー	二
一、序文	ニューヨーク日本協会 会長 ジョン・デイ・ロックフェラー三世	三
一、展覧会の一般経過について	文化財保護委員会 事務局長 森田 孝	四
一、各会場別の状況	派遣団 团长 石沢 正男	二
一、現地報告	一、ジャーナリズムに現われた展覧会関係の記事	三
一、参考資料	1、閣議決定	三
	2、協定	三
	3、出品目録	九

序

さきに、講和会議を記念して、サンフランシスコ市のデ・ヤング記念美術館において、日本古美術展覧会を開催いたしましたところ、予期以上の好評を博し、米国の各方面から、是非、この種の展覧会を米国の主要都市において巡回開催するようにとの強い要望が起り、殊に、かねてから、日米間の文化交流に深い関心をもち、率先して、その実現に尽力しておられるジョン・デイ・ロックフェラー三世が、この計画の実現のため、再度にわたり来朝せられ、米国各界の熱心な要望と、この種の展覧会が日米間の親善に及ぼす大きい役割について力説せられ、ついに、ワシントン市を始め、米国の五主要都市において、一ヶ年間の長期にわたる未曾有の大展覧会が実現するに至つたのであります。

近來、米国においては、日本文化、とりわけ、日本の古美術に対する関心が、一般に、非常に高まつて来ていると聞き及んでおりますが、このたびの展覧会におきましても、入場者総数四十数万を数える盛況でありまして、本展覧会が、日米両国の文化交流はもとより、両国親善の上に寄与した功績は、極めて大なるものがあつたと信じて疑いません。

本展覧会の、このような大成功につけましても、ワシントン国立美術館を始め、主催五美術館の関係各位はもとより、米国の各方面から寄せられた多大の御協力、御支援に厚く御礼申し上げますと共に、日本古美術品の性質上、会場は五ヶ所、会期は延一ヶ年に限らざるを得ないところから、切

角、開催方を熱望して来られたにもかかわらず、やむなくお断りした諸都市の関係の方々を始め、市民各位に対し、この機会に、衷心、おわび申し上げます。

また、本展覧会に出品されました宝物は、国有品もありますが、大部分が個人所有のものでありまして、殊に危険を伴いがちな、海外における長期間の巡回展覧会に、御愛蔵の宝物を出品することを御快諾された所有者各位に対し、深甚の謝意を表すると共に、出品物の安全と観覧者への奉仕に、寝食を忘れて努力せられ、何らの事故もなく、大成功裡に本展覧会を終らせえた派遣団の諸君の並々でない御労苦に対し、心から感謝いたします。

文化財保護委員会 委員長 高橋 誠一郎

序 文

ワシントン国立美術館 館長 デーヴィッド・イー・フィンレー

一九五三年、合衆国々民は国外不出ともいふべき最高の日本の絵画彫刻のコレクションを鑑賞する機会に恵まれました。日本の政府並びに国民の特別の配慮をもつて合衆国に送られたこれらの美術品はまさに友情と好意の使節とも申すべく、米国民が深く感謝するところでありました。

出陳作品は奈良、京都の古社寺からの宝物、並びに多数の公私のコレクションから選ばれた著名な美術品から成り、文化財保護委員会の斡旋によつて集められたものであります。この美術展の成功は一重に同委員会の卓越した委員長高橋誠一郎氏並びに同委員矢代幸雄氏の御尽力に依るものであります。

これ等の作品は合衆国海軍によつて輸送され、展覧会の開催者たる国立美術館（ワシントン）、メトロポリタン美術館（ニューヨーク）、ボストン美術館、シカゴ美術館、シヤトル美術館の五館において順次展観されました。またフリーヤ美術館々長アーチボルド・ギブソン・ウェンレー氏を委員長とし、その他ニューヨークのメトロポリタン美術館極東美術部長アラン・フリースト氏、元ハーヴァード大学フォックス美術館のラングドン・ウォーナー氏を委員とする委員会が編成されて、米国側の美術館に協力しました。この委員会の委員は一九五二年の夏に渡日し、出品作品の選択に関して日本側当局と協議しました。更に、ニューヨーク日本協会々長ジョン・ディ・ロックフェラー三世もこの事業のために再三日本を訪問し、彼我両国にまたがつて貴重な援助を与えられました。

氏名を挙げさせて頂いた前記の方々に加えて、その他この事業に助力を

日本美術展報告書に寄せて

異る国民が互いに理解しあうに至る道は多種多様であります。何れの道を選ぶかということとはたいして重要なことではありません。大事なことは、お互いが——われわれ相互の問題と、業績と抱負とを——理解することであります。

かゝる理解を他国民に対して持つためにはその国民の文化を理解するのが早道であります。なぜならば文化というものは一つの国民の本質的な意志表示ともいふべきものであるからであります。文化とは一つの国民の信仰、働き、関心及び喜びの表現であり、更にはその日常の生活と思想に示されるこれらすべてのものゝ具体的なあらわれであります。文化はまたこれらすべてのものゝ歴史でもあります。

日本国民は、一九五三年にその政府を通じて国民固有の文化的遺産の中でも最も具象的な表明といふべき貴重な絵画と彫刻を米国民に貸与されました。その一年間、これらの貴重な宝物はわが国に留まり、五つの都市において約五十万にのぼる多数の人々によつて鑑賞されたのであります。

この展覧会において期待されたことは、それを通じて米国人が日本の文化的、精神的価値と伝統をよりよく知ることでありましたが、単にこの目的が十分に達成されたばかりでなく、この美術展覧会が機縁となつて更に美術とは形式を異にする日本芸術をアメリカにもちきたらしめようという企画を鼓舞してくれたのであります。著しい例を二、三挙げることにしましょう。

その一つは日本国民からの贈物として、東京にある日米協会が十六世紀の日本家屋をニューヨークの近代美術館に寄贈されたことであります。この家屋が美術館の庭園で正式に公開された最初のシーズンである一九五四

惜しまれなかつた諸家のすべてに対し、私は米国側美術館を代表して心からの感謝を表明したいと存じます。また同じくこの機会に、多数の貴重な美術の名宝を鑑賞する機会を与えられたことに對し、日本の政府並びに国民各位に厚くお礼を申しあげたいと存じます。

この美術展を最初に訪づれたのは他ならぬアイゼンハワー大統領夫妻でありました。夫妻は国立美術館会場における作品の陳列の完了と同時に新木駐米日本大使と共に美術館を訪れて鑑賞されたのであります。大統領に続いて数十万の観客が、同展の開催された五大都市においても、それぞれ会場を訪れたことは、観覧者たちがこの展覧会の真価をいかに正しく認識したかという何よりの証拠であります。

このような日本美術展の成功は、米国民間において日本の歴史および文化に対する関心が既に広く普及し、且つ現にその関心が増大しつつあることを如実に物語るものであります。日本国民の間における同様に、たまたまこの度鑑賞の機会に恵まれたすべての人々の間にかくも愛されるに至つたこれらの美術品は、米国民の間に日本に対する理解を一段と深めたものと申すべきであります。それというのも美術は言語の障壁を越えた存在であるからであります。この展覧会に出品されたような偉大な美術作品を通じて、われわれは日本美術の奥に秘められた真の意義、さらに、それが世界の文化に与えた貢献を理解することができると思ふのであります。

ジョン・ディ・ロックフェラー三世

年の夏の間だけでも既に十二万人以上の来訪者を見ました。美術館はこの建物の外に、最近更に北大路魯山人の優れた陶器を数点入手しました。

現在「雨月物語」および「地獄門」の二つの受賞日本映画がニューヨークにおいて上映されており、どちらも広く批評家と大衆の喝采を受けております。

最近大仏次郎氏の小説「帰郷」の英訳が出版され、米国の一流文芸批評家の書評が行われております。本年一月にはアトランティック・マンズリー誌が「合衆国の読者に日本の文芸および美術の代表的作例を紹介する」目的で「現代の日本」に関する七十八頁の増刊号を出版しました。

また昨年の春当地に來た吾妻歌舞伎舞踏団にも数々の楽しい思い出があります。いつかはわが国に歌舞伎劇そのものをも迎えることができるものと期待しております。

これらのものは、日本的なものから着想されたデザインや技術や、様々の素材が今日米国の日常生活の中に深く入り込み、その生活様式を豊かにしている実情を示すほんの二、三の例にすぎません。米国人は日本的なものにいいよ深い関心をいだき、その豊かな文化遺産を学びたいという意欲をますます盛にしているのであります。

両国間を距る遠い距離や、言語と文化の相違は、克服するにかなり骨の折れる障礙ではあります。しかし、ひとたび深い関心をもてば、かゝる障礙物もさして物の数ではないということを、今度の美術名宝展が十分に証明してくれました。この事実こそ、国民相互間の理解の増進を愈願としている人々一同にとつて、心から有難いと思つてゐる点であります。

て共同負担した。日本政府の負担した予算内訳は、次表の通りである。

区 分	昭和二十七年(予備費)		昭和二十八年(經常費)		計 (千円)
	金額 (千円)	備 考	金額 (千円)	備 考	
諸謝金	二六		一、〇〇八		二六
出国重要文化財 陳列費	六三	国内の交渉、集荷のための旅費	二八	国内における返却のための旅費	九一
職員旅費	五三二	六人分の支度料	一、七六五	交替員三名の支度料及び旅費	二、二九七
外国旅費	五、四四三	消耗品費	一、四六四	印刷製本費	六、九〇七
		運送費		送電費	
		外国電報費		雑役務費	
		出品物補強修理費			
交 会 際 議 費 費	一〇〇		一五〇		二五〇
計	六、一七六		四、四一五		一〇、五九一

七、派遣団の構成

日本の古美術品は、その取扱いは、特に慎重と熟練を要するので、日本側としては、派遣係官を最小限度十名、且つ少くとも一交替にするよう米国側に要望したのであるが、予算の都合で、派遣係官の数は六名となり

また、交替に要する旅費は日本政府が負担して、三名を交替させた。なお派遣係官のうち、二名が海上輸送の際往復路とも出品物に同行した。派遣団の構成は、次の通りである。

派遣係官の職務		日本における官職		備 考	
團 長	石 沢 正 男	東京国立博物館学芸部資料課長	交替のためシヤトル会場より参加		
派 遣 員	福 井 利 吉	文化財専門審議会専門委員	ニユーヨーク会場までは派遣顧問		
講 義 員	原 田 治 郎	東京国立博物館庶務部管理課員	シヤトル会場から講師		
絵 画 主 任	松 下 隆 章	文化財保護委員会事務局美術工芸課員	交替のためシヤトル会場開会後帰国		
絵 画 係	大 串 純 夫	東京国立文化財研究所美術部資料室員	交替のためシヤトル会場より参加		
〃	鈴 木 敬	文化財保護委員会事務局美術工芸課員	往路出品物に同行		

彫 刻 主 任	倉 田 文 作	文化財保護委員会事務局美術工芸課員	往路出品物に同行
記録連絡主任	金子重隆	東京国立博物館学芸部美術課員	交替のためシヤトル会場開会後帰国
〃		東京国立博物館庶務部管理課員	復路出品物に同行

また、文化財保護委員会委員矢代幸雄氏は、この展覧会を機会に、日米文化提携をより緊密にする目的の下に、昭和二十八年二月下旬より五月下旬まで、文化使節として米国に派遣された。

八、出品物の集荷、梱包及び輸送

このたびの展覧会は、長期間にわたり、しかも、外国において開催するものである。梱包には特に留意し、全出品物も一応東京国立博物館に集荷の上、梱包にあつては、東京国立文化財研究所保存科学部に委嘱して、防湿、防虫、防ばい等の点に關し出品物の保護に万全の科学的措置を講ずると共に、堅牢な二重クレートを使用するなど、帰着時まで梱包の外装は変更する必要のないよう入念に実施した。

昭和二十七年十月十日、出品物目録が決定したので、翌十一日からは名古屋、京都方面、続いて二十一日からは東京附近の集荷に着手、十一月六日に集荷完了。梱包に先立ち全出品物を臨時に設けた気密室に移して四十八時間殺菌殺虫の処置を施した。梱包は十一月四日より開始して十五日に完了した。

輸送については、米国側の格別の配慮により、海上は米国海軍の輸送船によつた。

十一月十五日に梱包を完了した出品物は、二十七日午後一時、東京国立博物館を出発、警視庁及び横浜警察本部派遣の交通機動警隊に護られて、横浜港に送られ、翌二十八日午後二時より、米国海軍輸送船ジェネラル・エム・エム・パトリック号に積みこまれて、二十九日午後二時、倉田文作、鈴木敬両技官同行の下に、米国シヤトルに向け無事出帆した。

九、展覧会カタログの発行

この展覧会のために各会場で発売する共通の解説付図録の作製が計画され、その編集並びに刊行は協定に基き日本側が担当した。これがため準備室にカタログ編集係を設け、十一月月上旬に写真及び本文英訳などの必要な準備を終えたが、更に米大使館の厚意により、同館勤務ウィクター・ハウゲ氏が懇切に英文を校閲された。こゝに改めて同氏の芳に深甚の謝意を表するものである。

カタログの印刷は当初日本で行う予定であつたが、それには種々の困難を伴うので、米国側の同意をえて、印刷、製本はアメリカで行うことゝなつた。原稿は十二月四日ワシントンに空輸し、国立美術館の幹事で同地のH・K・プレス社に印刷を委嘱した。校正その他について、国立美術館のコット氏及びフリーヤ美術館のスタンソン氏が日本側に寄せられた多大な協力に対しては、厚く感謝する次第である。

カタログは竪九寸、横七寸一分、用紙アート紙、各出品作品を明示し、他に原色版六枚を添えたもので、本文、解説とも二〇八頁のものとなつた。印刷部数は初刷八千部(原価一部二五十五仙)、ついで増刷五千部(原価一部一六六十五仙)を加え計一万三千部が発行された。定価は、協議の結果、一部二五と決定されたが、これはいうまでもなく原価同様のものである。アメリカにおいて臨時に催される大規模な美術展覧会でも、カタログの値段は一弗乃至一弗半が通例であるため、各美術館ともこのカタログの発行を懇念して申込部数を差控えたのであるが、いざ開会したら、実際は予想に反し、各会場とも会期の半ば又は三分の二位で売切れるという、全く予想外の状況を呈したのである。この事は、この度の展覧会開催の成功を物語る有力な一証と見られるであらう。

一〇、展覧会の成果

米国における日本古美術展覧会は、戦前においてはボストン市において、また戦後はサンフランシスコ市において開催されたが、その規模や内容において、このたびの展覧会は、前二回の展覧会を遙かに凌駕しており、しかも、戦後における米国民の日本文化に対する関心と理解が極めて高まってきたなどの事情もあつて、米国における成果は予想以上のものがあり、展覧会開会中、このたびの展覧会においては、会期などの都合上、割愛しなくてはならなくなつたロスアンゼルス市やホノルル市、或はさきに日本古美術展を開催したサンフランシスコ市から、この機会に、これらの市でも是非開催するよう、極めて熱心に要望してきたばかりでなく、カナダからも、是非この際、巡回してくるようにと懇望してくるなど、米大陸における反響は極めて大きいものがあつた。

また、一般観覧者の観覧態度も実に熱心で、数度にわたつて観覧に来る人々も、五会場を通じて非常に多く、殊に、会期中、日本側係官は、観覧者の質問に答えるため、常に忙殺された。観覧者の熱心な態度の一例としては、ある会場で、既に最後の日の閉館のベルがなり、いよいよ閉会となる時、立去りかねている老夫婦がいるので、係官が事情をたずすと、これで閉会になるかと思うと残念でたまらず、もう一目でも観たいものと、後髪をひかれているのであるとの返事だつたと聞いたが、これをもつてしても、このたびの展覧会に対する米国民の受入れ方がよく理解できると思ふ。

以上の如く、このたびの展覧会は、米国において予期以上の成果を収めたばかりでなく、欧米諸国にも異状な反響をよび、本展覧会の開会以来、イギリス、フランス、オランダ、イタリー、スイス、ベルギーなどの諸国から、同種の展覧会をこれらの国において開催するよう熱望してきており、文化財保護委員会としては、その対策に苦慮している現状である。

米国の五美術館における入場者数は次の通りである。

	ワシントン国立美術館	有料入場者	無料入場者	計	備考
計	四八、八〇三	一八九、〇七四	一八九、〇九四		
	メトロポリタン美術館	五五、〇二七	一七、七二九	七二、七五六	無料入場者は会員入場者は
	シカゴ美術館	五四、〇四五	一四、六七七	六八、七二二	
	ボストン美術館	一七、六三九	二、九八二	二〇、六二一	
			四三、九八三		

一、出品物の帰還と返却

出品物は、十二月十五日、ボストン美術館における最後の展覧終了後、往路と同様に保存上必要な科学的措置を施して慎重な梱包を行い、翌昭和二十九年一月二十日ボストン美術館より陸路ニューヨーク湾に面するニュージャージー州ベイヨン港の米海軍需給本部に輸送、同月二十九日同港出帆の米海軍輸送船ジェネラル・ジェー・エイチ・マックレイ号に積載された。同船には大串純夫、金子重隆両技官が同乗して出品物の輸送中の管理に当つた。マックレイ号は途中パナマ運河、ホノル、港を経由して、三月四日無事横浜港に到着。翌五日、梱包のまゝ、往路と同様の警備の下に東京国立博物館に搬入、六日より関係官が立会つて荷解きに着手したが、幸い全出品物に異状のないことが確認されたのは御同慶にたえない。

ついで、三月十二日から十日間、全出品物の無事帰還を記念して、東京国立博物館において特別展観を開催した。出品物をアメリカに発送するに先立ち、国内において一般に公開することは、委員会自身も希望したことであつたが、当時は時間的余裕のないため実現しえなかつたのである。返還に先立ち、幸い出品者各位の御賛同をえて、国内においても公開の機会を与えられたことは誠に感謝にたえない。こゝに改めて出品者各位に対し深甚なる謝意を表するものである。

出品物の各所有者への返却は三月末より始め、四月上旬に無事終了した。

参考資料

閣議決定 (昭和二十七年十月七日)

アメリカ合衆国における日本古美術品 展覧会開催に関する件

文 部 省
外 務 省

J・D・ロックフェラー三世の申出及び幹旋により、日本の文化の力をアメリカ合衆国に紹介普及し、ひいては、日米両国間の親善を緊密にする目的をもつて、アメリカ合衆国各地において、日本古美術品展覧会を左記により開催するものとする。

記

- 一、米国立美術館 (ワシントン)、メトロポリタン美術館 (ニューヨーク)、シカゴ美術館、ボストン美術館、シヤトル美術館において、わが国重要古美術品を展覧し、あわせてわが国文化財の紹介宣伝に必要な事業を行う。
- 二、この展覧会は、日本の文化財保護委員会とアメリカ合衆国の前記五美術館との共同主催とする。
- 三、この展覧会のアメリカ合衆国における全期間は、昭和二十八年一月より一年以内とする。
- 四、展覧会開催に必要な事項については、共催者相互の間において作成する協定にもとづいて決定する。

協 定

一九五二年十月七日の日本内閣の決定によつて与えられた権限にもとづいて行動する文化財保護委員会委員長高橋誠一郎氏によつて代表される日本国政府と左記の米国の美術館

ワシントン市の国立美術館 (一九三七年三月二十四日議会の合同決議によつて設立)、ニューヨーク市メトロポリタン美術館 (ニューヨーク立法部の法令により、一八七〇年に組織された教育社団法人)、イリノイ州シカゴ市のシカゴ美術館 (イリノイズ立法部の法令により一八七九年に組織された社団法人)、マサチューセッツ州ボストン市の美術館 (マサチューセッツ共和国政府立法部の法令により一八七〇年二月三日に組織された準公共団体) 及びワシントン州シヤトルのシヤトル美術館 (ワシントン州の法律により一九一七年法人組織された私立教育団体) (以下時折、参加美術館と称す)

は、日本国政府並びに個人の所有物である選ばれた美術品の展覧会をアメリカ合衆国内の上記の美術館において開催する目的で次の協定を結んだ。

第一条

- 一、展覧会は、日本国政府と参加美術館の共催とする。
 - 二、参加美術館は、ここに国立美術館長デヴィット・フィンレイを日本国政府との交渉の全権を有する代弁者及び代表者として指定する。各参加美術館は、フィンレイ氏を援け助言する管理者を指定する権利を有する。
 - 三、日本国政府は、交渉中及びアメリカ合衆国において展覧会開催中展示品に同伴する首席日本官吏を代表者とする。
 - 四、展覧会には六人を越えない日本人係員の一団が伴なうこととする。
- 第二条
- 一、展覧会は、双方の同意の上で日本の美術品の中から精選された名作をもつて構成される。但し、参加美術館は、かかる展覧会が、その美術

館の方針に相反する場合は、同意したすべての作品を展覧する義務はないことはいうまでもない。

第三条

- 一、参加美術館は、何か他の取り極めが特に文化財保護委員会委員長の同意を得て協定されない限り、日本美術品をその美術館においてのみ展覧することに同意する。
- 二、参加美術館における展覧会の順序は、それらの美術館の間の協定によつて決める。これは、不必要な旅行をさけるように編成しなければならない。

第四条

- 一、各展覧会の期間は、前もつて日本国政府と参加美術館の間の協定によつて決定する。その期間はいかなる場合も一ヶ月を越えることはできない。但し、状況によつて一ヶ月を越える必要があるときは、日本側代表が参加美術館と協議して決定する。各展覧会の開会及び閉会の日取は当該参加美術館によつて、それぞれの開会及び閉会の少くも一週間前に、ワシントンにおける日本大使館を通じて、日本国政府に通知するものとする。
- 二、解梱、包装、運搬及び飾りつけのため展覧会と展覧会の間に少くも四週間の期間をとっておかなければならない。この期間の正確な日数は日本の担当官吏が決定する。
- 三、この展覧会のアメリカ合衆国にある全期間は、第十二条第二項に記載する事情又はその他の特別の協定がその間に生じない限りは、一年を越えてはならない。

第五条

- 一、この展覧会の合衆国への輸送は、アメリカ軍の船で行う。もし展覧会終了にあつて、アメリカ軍がその展覧物を日本へ輸送することを断り、又はその輸送が遅延することがあれば、日本国政府及び参加美術館が、とるべき手段を決定する。

- 二、展覧資料は、参加美術館が協定した通り、一九五二年十二月一日又はその後できるだけ早く積荷のできるよう用意するものとする。

- 三、国立美術館における展覧の後、合衆国内輸送は積出す側の美術館と日本係官との間に協定された通りの輸送方法及び保護により行わなければならない。

- 四、荷車又は鉄道による輸送の間は、絶えず日本係官が、展覧物に附添うものとする。

- 五、日本における荷造りは、参加美術館の費用によらず日本国政府官吏の指揮のもとにこれを行う。

第六条

- 一、参加美術館は、この協定にもとづく展覧より生ずるすべてのいかなる責任をも問われないうが、しかし当該従業員の怠慢 (梱包その他当該美術館内の監督に対する怠慢を含む) により生じた滅失及び損害に対しては責任を負うことを明らかにしておく。国立美術館の、その従業員の怠慢により生じた滅失及び損害に対する責任は、改正連邦不法行為損害賠償請求法 (二八・U・S・C・二六七一―二六八〇) にもとづき決定し、且つ、措置する。

- 二、各参加美術館は第十六条により日本国政府に、三、〇〇〇ドルの金額を支払い、日本国政府は右の金額をもつて日本国政府独自の自由裁量により、その希望するいかなる保険をも附することとする。この金額の支払いにともない参加美術館並びに、その理事会、職員及び従業員は、保険契約に関するすべての責任はもとよりいかなる資料の滅失又はき損に対するいかなる損害賠償の責任をも (但し従業員は、その怠慢による場合を除く) 自動的にまぬがれるものとし、日本国政府側においては、次の事項に同意するものとする。(1) いかなる滅失又はき損の場合にも (但し従業員の怠慢による場合を除く) いかなる参加美術館或はその理事会職員又は従業員に対しても損害賠償請求を主張しない。(2) 私人の貸与者又はその代理者がこのような損害賠償請求をした場合、日

本国政府は賠償を行い、右の美術館並びにその理事会職員及び従業員にあらゆる、いかなる責任もかかるとなく害の及ばないようになければならない。(但し従業員の怠慢による場合を除く)

三、日本国政府は、合衆国軍並びに軍人及び使用人が合衆国軍船舶内又は合衆国軍による輸送の途中における展覧資料の滅失、き損又は悪化に対し、法律上のいかなる責任をも取ることができず、いかなる責任をも取らないことを明白に認め、合衆国政府及び参加美術館のいずれにも、このような船舶内又は合衆国軍による輸送途中におけるいかなる滅失、き損又は悪化に対しあらゆる、いかなる責任をも明白に負わせないようにする。但し日本国政府の附添係官の要求する滅失、き損、悪化についての予防措置に関する申出は、これを尊重するものとする。

四、日本国政府はその財産が、合衆国に信任された日本の大使に管理を託された同政府の在合衆国外交財産に含まれる旨をここに声明し、同大使に右の状態の成立及び維持に必要な手段を講ずる権限をここに与える。右の状態の成立及び維持ができない場合、日本国政府は、この協定が終了したものとみなし、この協定にもとづく以後のあらゆる義務を解消する権利を有し、割戻し、払戻しはもとより前渡金の未使用額については第十六条第二項の手續にしたがつて按分して返戻されなければならない。

第七条

一、各参加美術館は、その屋内における展覧中適当数の武装守衛を置く。

二、美術館は、展覧中陳列室内の混雑及びそれより生ずる危険に対し、特別の予防措置を講ずる。

三、地方都市消防部の規則にしたがい、あらゆる防火措置を行う。

第八条

一、日本国政府官吏及び参加美術館は展覧会の設備に関し連帯して責任を負う。

一、入場料を課するか、否かに関する決定は、個々の参加美術館の事情によつてなされる。

二、入場料を課する場合、無料入場又は減額料金での入場の特権が、学校生徒、学生、芸術家及び文化団体の会員に与えられるかどうかは個々の参加美術館によつて決定されるが、日本国政府は、このような措置を歓迎するだろう。

第十二条

一、日本国政府は、展覧会における出品物の状態及び必要となるかもしれない処置に対する唯一の責任者となる修理者を指名しなければならぬ。

いかなる場合でもこの修理者又はその指示を受ける場合以外は誰も処置をほどこすことはできない。この修理者はその検査を必要とし、留意しなければならぬ状況について当該参加美術館より通報をうけるものとする。

二、出品物の状況に影響を与えるという理由のために展覧会を臨時に閉鎖する場合には、どの単独の美術館の場合であつても、陳列期間を閉鎖された期間と同じ期間を延長することができるが、この場合日本国政府及び他の参加美術館の同意を得なければならない。

第十三条

一、いずれの参加美術館も決定される金額に関し、第十六条により均等割当を提出しなければならない。この金額は日本国政府官吏が合衆国内の展覧会に関する仕事をする期間及び必要な場合には、乗船中の旅費並びに生活費を賄うものとする。

第十四条

一、参加美術館はこの展覧会に関し、宣伝計画をたて、それを実施するものとする。

二、日本国政府は参加美術館に対し、このような宣伝に必要なあらゆる資料(文書、写真、スライド等)を提供するよう努力する。

二、担当日本国政府官吏及び展覧会開催中の美術館の館長は双方の部下の代理者間に設備に関して意見の一致しない場合、その報告を受け、その事項について共同の決定を行う。

三、もし担当日本国政府官吏及び当該美術館長の間に意見が一致しがたい問題を生じた際には、その事項を、その美術館の理事会に附託し、理事会は担当日本国政府官吏と協議して解決する。

第九条

一、展覧会の図入りカタログを出版し、展覧会期中販売する。

二、カタログは日本国政府官吏が編集し、出版する。但しアメリカにおいて印刷する。決定版の出版に先立つて各参加美術館の承認を得るため、校正刷が美術館に提出される。カタログ一〇〇部を日本国政府用として、別に各一部ずつを出品者用として無償で残しておく。

三、各参加美術館は、その発註したカタログ全部の費用を支払う。売れ残ったカタログは返本することができない。

四、日本国政府はカタログの販売部数に付て報告を受けるものとする。

第十条

一、複製品を発行し、展覧会期中販売する。

二、日本国政府官吏及び参加美術館が共同で選択した作品の複製は日本で行うものとする。

三、日本国政府の担当官吏の許可を受けた場合を除き、宣伝又は記録の目的以外に、合衆国内で複製してはならない。

四、いずれの参加美術館も売れなかつた複製品は返すことはできない。註文した複製品全部の代価を支払うものとする。

五、日本国政府は販売した複製品の数量に関し、通知を受けるものとする。

六、一般的性格の図書に使用する複製品の版權は日本国政府が保有するものとする。

第十一条

第十五条

一、展覧会後援委員会が設立された場合には日本国政府はこれに勤務する日本人の氏名を、また参加美術館はアメリカ人の氏名を通知するものとする。これらの人々の氏名は目録の最初に記載するものとする。

第十六条

一、総経費

各参加美術館は次に掲げる諸経費を均等に負担するものとする。

A、第六条第二項による保険に代える支払

B、日本地域外の展覧会の運搬費で、一般商船による場合にはアメリカ合衆国への往復及び合衆国内におけるもの

C、関税及び手数料

D、第十三条による日本人の旅費及び生活費

E、保険の対象となり得ないと認められる修理費

F、各参加美術館はその註文によるすべての目録及び複製品の費用を負担するものとする。

二、寄託

各参加美術館は見積総額七万ドルの均等割当額を国立美術館の会計係に寄託して本条第一項に掲げる費用に充てるものとし、その金額の半は本協定署名の際に寄託し残りの半は国立美術館の会計係の要求をまつて寄託する。本条第一項によるすべての費用の支払がすんだ後の残額については、各参加美術館に按分により払戻すものとする。この寄託金が本条第一項によるすべての費用を支払うに足らない場合には各参加美術館はその不足の均等割当額を国立美術館の会計係の要求によつて支払うものとする。

三、目録及び複製品に関する限り本条でいう「割当て」「割当てて」という表現は註文による複製品及び目録の数量を指すものとみなすものとする。

第十七条

一、展覧会の結果いづれか特定の参加美術館の経済的損失が生じたとしても、日本国政府はそれに対してなんらの責任を負わざるものとし、また展覧の結果いづれか特定の美術館に利益が生じたとしてもその利益は展覧の結果他の特定の美術館に生じた損失又は不足を、補うために用いることはできないものとする。

右を証明するために本協定参加者は一九五二年八月十五日付で下記の通り署名捺印した。

国立美術館理事会
代表者 イー・ジェームス・アダムス
資格（代理秘書）

日本国政府
代表者 高橋 誠 一郎
資格（文化財保護委員会委員長）

メトロポリタン美術館
代表者 ローランド・エル・レッドモンド
資格（総 長）

シカゴ美術館
代表者 ダニエル・シー・リッチ
資格（館 長）

ボストン美術館
代表者 ジョージ・エッチ・エツジェル
資格（館 長）

シヤトル美術館
代表者 リチャード・イー・フラー
資格（総長兼館長）

出品目録

番号 指定 認定	名 称	員数	府県名	所有者	備考
14	絹本著色十二天像 （帝釈天）	十二幅 の中幅	奈良	西大寺	
13	絹本著色無量力吼像	一幅	和歌山	有志八幡講院	
12	絹本著色不動尊像	一幅	京都	曼殊院	
11	絹本著色天合高僧像 （円仁像）	十幅の 中一幅	兵庫	一乗寺	
10	絹本著色勤操僧都像	一幅	和歌山	普門院	
9	絹本著色釈迦如来像	一幅	京都	神護寺	
8	絹本著色五大尊像 （降三世明王）	五幅の 中一幅	京都	教王護国寺	
7	絹本著色千手観音像	一幅	国	東京国立 博物館保管	
6	絹本著色浄土曼荼羅圖 （伝清海曼荼羅）	一幅	国	文化財保護 委員会保管	
5	絹本著色大威徳明王像	一幅	東京	財団法人 根津美術館	
4	絹本著色阿弥陀二十五菩薩 来迎圖	一幅	奈良	興福院	
3	絹本著色山越阿弥陀像及地 獄極楽圖	三隻	京都	金戒光明寺	
2	絹本著色二河白道圖	一幅	兵庫	村山長拳	
1	絹本著色稚児大師像	一幅	兵庫	村山長拳	
15	絹本著色玄奘三蔵像	一幅	国	東京国立 博物館保管	
16	紙本墨画不動明王像 （信海筆）	三十九 幅の中幅	京都	醍醐寺	
17	絹本著色五百羅漢圖 （伝僧明兆筆）	四十五 幅の中幅	東	福寺	
18	過去現在因果経紙本 （伝弘法大師筆）	二幅	高	山寺	
19	紙本墨画鳥獸人物戯画 （第一巻）	四巻の 中一巻	高	山寺	
20	紙本著色伴大納言絵詞 （第一巻）	三巻の 中一巻	東	酒井忠博	
21	紙本著色地獄草紙	一巻	国	文化財保護 委員会保管	
22	紙本著色北野天神縁起 （第五巻）	九巻の 中一巻	京	都北野天満宮	
23	紙本著色平治物語絵詞 （六波羅行事巻）	一巻	国	東京国立 博物館保管	
24	紙本著色天狗草紙	一巻	東	京中村庸一郎	
25	絹本著色一遍上人絵伝 （法眼円伊筆）	一巻	国	東京国立 博物館保管	
26	絹本著色西行物語絵詞	一巻	岡	山太原総一郎	
27	紙本著色扇面法華経冊子	五帖の 中一帖	大	阪四天王寺	
28	彩箋墨書観音普賢經冊子 （中一箇所に着色下絵二箇 所に和歌あり）	一帖	神	奈川高梨仁三郎	
29	絹本著色山水図六曲屏風 （伝藤原隆信筆）	一隻	京	都神護寺	
30	国宝	一幅	京	都神護寺	

91	90	89	88	87
〃	未 定指	〃	〃	重 文
銅板押出阿弥陀三尊及侍者像	木造伎楽面	木造伎楽面 (木造伎楽面十九面の中)	木造竜燈鬼天燈鬼 康辦作	乾漆薬師如来坐像
一 面	二 面	三 面	二 軀	一 軀
		〃	奈 良	京 都
〃	国	東 大 寺	興 福 寺	神 護 寺
				東 京 国 立 博 物 館 保 管
				〃

備考 指定及び認定欄の記入は昭和二十七年十月現在による。

以上

昭和二十九年十二月十五日印刷
昭和二十九年十二月二十日発行
編集発行 文化財保護委員会
印刷所 株式会社 便利堂